

意見書

平成 16 年 8 月 23 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 140-0002

(ふりがな) とうきょうと しながわく ひがししながわ

住所 東京都 品川区 東品川 2丁目2番8号

(ふりがな) うちゅうつうしん かぶしきがいしゃ

氏名 宇宙通信 株式会社

あんねん ますゆき

代表取締役社長 安念 彌行

電話番号 [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制度見直しのための論点整理」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(別紙)

1. 徴収対象のあり方

(1) 免許不要局の取り扱いは見直すべき

免許不要局の取り扱いについては、電波利用の発展の阻害とならないよう配慮しつつ、小電力の範囲を見直す事により、免許不要となっている一部の局を免許局とし、電波利用共益の観点から、受益の程度に応じて徴収すべきと考えます。

特に逼迫帯域において、他システムからの電波干渉に対する保護を求める小電力無線システムについて、その受益に応じて電波利用料を負担すべきと考えます。

ただし、電波を利用していることが把握できる小電力無線システムについては、電波利用料を徴収することは適当であると考えますが、電波を実際に利用しているか否かが把握できないシステムについては、更に検討が必要であると考えます。

2. 電波利用料の用途拡大について

(1) デジタルデバインド解消への用途拡大

デジタルデバインド解消は国が中心となって実施すべき施策であり、基本的には一般財源から充てるべきと考えますが、その一部費用を電波利用料財源から充てることは適当であると考えます。

ただし、デジタルデバインド解消対策費の全体は膨大となることが想定される為、電波利用料財源から充てる費用は、その用途をある程度限定する必要があります。

その用途としては、デジタルデバインド解消を低価格で効率的に展開できる無線システムの研究開発や試験導入費用等に限定する事が適切であると考えます。

(2) 研究開発費への用途拡大について

新規の周波数帯域の開拓や電波利用の普及・高度化を推進するための基礎的な研究開発については、将来の電波利用者に受益があるため、その研究開発費用は原則、一般財源が補うべきであると考えます。また、電波利用料で補うべき研究開発費は、電波の逼迫状況解消に貢献するような有効利用技術の開発や周波数共用促進技術の研究などに用途を限定することが妥当であると考えます。

3. 電波の使用料の概念について

電波使用料を逼迫帯域、逼迫地域から徴収することは合理的であると考えますが、その用途（公共性の高さ、放送的利用、国際的制約等）は勘案すべきです。

4. 不法電波の監視体制の強化を図るべき

電波の利用密度が高くなりつつある現状において、衛星通信・放送システムにおいても、不法電波による干渉の問題が顕在化してきています。

衛星通信・放送において、電波干渉による回線障害が発生した場合、問題を迅速に解決するうえで、電波干渉の送信源を短時分で特定することが必須であり、このためのシステムを早期に構築することが、緊急な課題となっております。

隣国の韓国や中国では既に、このような電波干渉送信源の特定システムが導入され、稼動しています。

わが国でも早急にこのシステムを導入し、運用開始する必要があります。

電波を安心して利用できる環境の整備・構築を図るため、電波利用料の財源でこのような監視システムを早期に構築し、監視体制の強化を図るべきと考えます。

以上